



しょう がく せい よう じ ほ ご しゃ かた
小学生・幼児の保護者の方へ

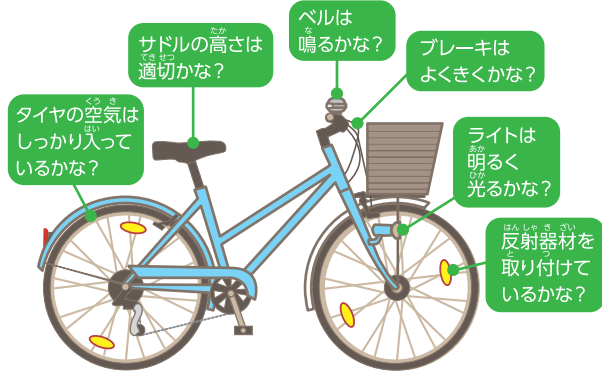


じてん しゃ なか ま
自転車は「くるま」の仲間です!

じてん しゃ まも
自転車のルール・マナーを守ろう!

出かけるとき

じてん しゃ の まえ いっしょ
 自転車に乗る前におとなと一緒に
自転車の点検整備をしよう。



ヘルメットをかぶりましょう。
 事故のときに頭を守ってくれます。

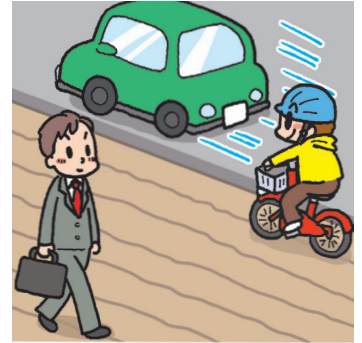
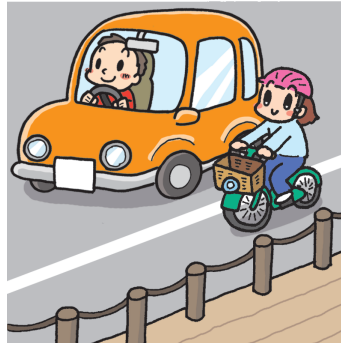


※改正道路交通法(令和5年4月1日施行)により、全ての年齢で自転車利用時のヘルメット着用が、努力義務となりました。

はしっているとき

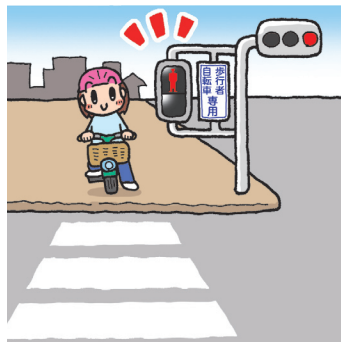
ある ひと き ほ どう
 歩いている人に気をつけて、**歩道の**
車道寄りをゆっくりとはしりましょう。
 歩道がないところは、**道路の左端**
 はしりましょう。

※13歳未満の子どもは、「歩道通行可」を示す標識等がない場合でも自転車で歩道を通行することができます。



交差点にきたとき

しんごう まも
信号を守りましょう。
 しんごう あお さ ゆう うし
信号が青になれば、**左右と後ろの**
安全を確かめてから**渡り**ましょう。
 しんごう こう さ てん と
信号がない交差点でも、**止まって**
左右と後ろの安全を確認しましょう。



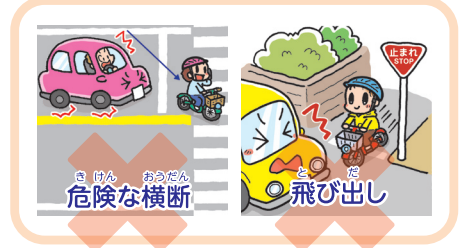
暗くなったとき

くら かなら
暗くなったら**必ず**ライトをつけて、
 ほか ひと くるま そんざい
他の人や**車**に存在をわかってもらいましょう。





絶対にやめよう！

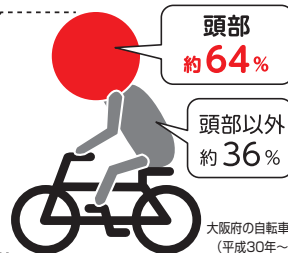
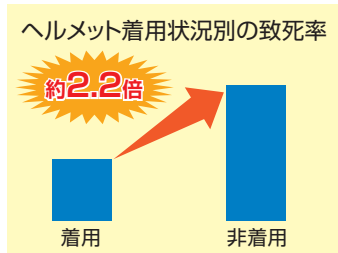


保護者の方へ

～道路交通法の改正(令和5年4月1日施行)により、 全ての年齢層でヘルメット着用が努力義務になりました～

ヘルメットがあなたの命を守ります被害を軽減するヘルメットを着用しましょう

自転車乗車中の事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約**2.2倍**高くなっています。
(警察庁HPより)



自転車の死者数の約**64%**(94人)が**頭部負傷**
頭部負傷の全員が**ヘルメット非着用!**

大阪府の自転車の交通事故 (平成30年～令和4年)

未就学児を同乗させる際のルール・注意点

2人乗り 未就学児1人を幼児用座席に乗せて運転できる



3人乗り 一定の基準を満たした幼児2人同乗用自転車であれば、3人乗りが可能



自転車店で確認を

※16歳以上の者が運転する場合に限る

未就学児2人を乗せる時の注意点

- 平らな場所でスタンドを立て、ハンドルロックをする
- 年長の幼児を後部座席、年少の幼児を前部座席に乗せる
- 乗せる時は「後部→前部」、降ろす時は「前部→後部」の順番で
- ハンドルロックの解除は、サドルに腰を掛けてから
- ヘルメットの着脱は自転車から降りている状態で
- 幼児用座席のベルトは必ず着用する
- 幼児を乗せたまま、自転車から離れない



自転車保険の加入

自転車事故への備えと被害者の救済を図るため、大阪府自転車条例により、自転車利用者は、**自転車保険**への加入が義務付けられています。まずは加入の有無を確認しましょう。

自転車保険に加入しましょう!

自転車が加害者となる事故でも、数千万円の高額賠償事例が発生しています。

※自転車事故によって生じた他人への生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。



大阪府では、自転車条例普及推進員(事業連携協定を締結している保険会社等の社員)と連携して、地域、学校、企業等向けに自転車安全講習会を実施しております。詳細は交通計画課まで。

大阪府 自転車条例 検索